

東京第一会計ニュース

2020(令和2)年1月1日発行

No.111  
CONTENTS

新年のご挨拶

第41回 末広会総会のご報告

顧問先紹介【大連】

税制改正 紙与所得控除等から基礎控除への振替

老後資金2,000万円問題から考えられる対策

ひまわり会・雑学セミナーのご報告

入社

いしづえ



# 新年のご挨拶



税理士 塩畑 契之

謹啓財務省様

消費税率は何時、どこまで上げるのでしょうか

あけましておめでとうございます。

昨年、ついに消費税率が10%に引き上げられました。百害あって一利なしと言わされておりました、軽減税率なるものも導入され、『イートイン脱税』なる新造語まで登場し、何やら滑稽な様相を呈してきたように思います。

そんな消費税についてですが、昨年11月に国際通貨基金（IMF）が、二〇三〇年までに15%に、さらに二〇五〇年までには20%への増税が必要としているとの報道がされました。

IMFは、加盟国と年に一回その加盟国の経済情勢について協議を行います。協議終了後、協議結果の報告書が財務大臣に提出され、その報告書の中で、消費税の増税を促しているそうであります。

ニュース報道されたこのIMF報告書の内容に対して、早速ネット上では「余計なことを言わないでくれ」と批判が殺到しました。10月に消費税率が引き上げられたばかりですので、至極当然の反応だと思います。

世に溢れかえる情報を正しく分析理解し、皆様のお役にたつパートナーとして、事務所一同今年も頑張ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

これらの報道に接しまして、なぜこの時期にIMFがわざわざ具体的な時期を示して、消費税率の引き上げを促したのかとの疑問が、私の中に沸々と湧いてきました。そこでIMFと日本の協議について調べてみましたところ、興味深い情報がありましたので紹介させていただきます。

元大蔵・財務官僚で、官僚時代にIMFとの協議にも参加した経験のある嘉悦大学教授高橋 洋一氏は、複数のメディアにおいて「報告書はIMFのものだが、その草稿には財務省の意向が盛り込まれることもしばしばである。財務省がIMFの仮面を被り、外圧を利用して消費税増税を打ち出している。」との趣旨の発言をしております。

どうやら財務省様は、二〇三〇年に消費税率を今の1.5倍、15%に引上げる腹積もりのようであります。国際機関であっても常に中立的な見解を表明するわけでもなく、当事国の世論操作に利用されることや、報道についてもどこかの色がついていることに注意をしながら接しなければいけないと、あらためて痛感いたしました。





税理士 長崎 進



新年明けましておめでとうございます。謹んでお喜び申し上げます。

昨年は令和元年となり、日本はお祝い一色でした。令和という時代がどうなつて行くのか、今からわくわくしています。

このところ毎年のように自然災害が猛威を振るっています。台風・洪水などの被災地の方々、並びに関係者の方々には心からお見舞い申し上げます。

昨年10月には消費税があがりました。消費が増えではない中、物の値段を上げていったいどうしようというのでしょうか。

一方、ラグビーワールドカップは盛り上りました。日本代表チームが活躍したおかげで、街にはにわかラグビーファンがあふれ、ジャッカルだの、ノックオンだの、賑やかでした。やはりスポーツというものは日本代表が強くなれば人気も出ないものなのでしょう。

今年はオリンピックがやってきます。自分はメダリストだけを褒め称えるつもりはないですが、やはり日本の代表選手が勝っている方が嬉しいものです。選手の皆さんのご活躍をお祈りいたします。

今年も生き残りをかけた戦いはまだまだ続きます。私ども東京第一会計職員一同、全力を上げて皆様方をサポートさせていただく所存でありますので、本年もよろしくお願ひ申し上げます。



税理士 近藤 勝美



新年を迎えて謹んでお慶び申し上げます。

昨年10月に消費税が10%に増税され、懸念されたとおり消費を冷やし景気を一段と悪化させています。12月に発表された総務省の家計調査では、消費支出が前年同月比で5.1%も減少しています。

ところで、最近「サブスク」という言葉をよく耳にします。

「サブスクリプション」の略語で、本来は新聞や雑誌の定期購読を意味する英語ですが、そこから転じて製品やサービスなどを一定期間利用して、定額の代金を支払う方法として定着してきています。

企業と消費者、双方のメリットが知られるにつれ、既存のモノやサービスで導入する企業が増えており、今では高級車・掃除機や、衣料品、高級バック、家具などの定額利用が始まっているそうです。

日本サブスクリプションビジネス振興会は、12月9日に記念すべき第一回の「サブスクリプションビジネス大賞2019」を開催しました。グランプリに選ばれたのは、「トイサブ」というサービスを行う会社で、月額三、三四〇円で子供の成長と年齢に合わせたおもちゃや知育玩具を隔月で届けるレンタルサービスを提供しているそうです。

サブスクが受け入れられるのは、暮らしや社会の変化を反映した結果ともいえます。このように、社会は目まぐるしく変化しています。私たちは社会の変化に敏感に反応し、適切に対応することが大切になります。東京第一会計は、皆様のお役に立てるよう職員一同努力してまいります。本年もよろしくお願ひいたします。



第41回 末広会総会

令和元年10月8日、ハイアツトリージエンシード東京にて第41回末広会総会を開催いたしました。今回も多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

第一部運営会では、税理士法人東京第一会計を代表して税理士 塩畠契之よりご挨拶をさせていただき、令和元年10月からスタートした消費税10%への増税と軽減税率制度の導入について、および令和5年より実施が予定されている適格請求書等保存方式（インボイス方式）についてお話しさせていただきました。

## 第41回 末広会総会のご報告

その後、末広会事務局長より活動報告・収支報告をさせていただき、会場の皆様よりご承認を賜りました。

第三部懇親会は、講師の山口氏もご参加いたしました。テーブル対抗のクイズ大会なども開催しました。業種、年齢の垣根を超えて会員同士の交流が深まり、盛会のうちに会を終了することができました。

これもひとえに会員の皆さま方、そして、会の運営にご尽力いただいたおります世話人の皆さま方の熱いご支援の賜物と深く感謝いたします。

今後も末広会は皆様の情報交換や交流の場となるよう努めてまいりますので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。



講演会の様子



懇親会の様子

第二部記念講演では、株式会社ヤマグチ代表取締役 山口勉氏を講師にお迎えし、「高齢化社会を勝ち抜く地域密着ビジネスの極意」という演題でご講演いただきました。山口氏が徹底した顧客サービスを行うことにより値引きをしなくとも物が売れる営業スタイルを確立されたお話は大変好評でした。次ページにその内容の一部を紹介しておりますので、是非ご一読ください。

記念講演

『高齢化社会を勝ち抜く  
地域密着ビジネスの極意』



講師 山口 勉氏

○量販店が続々と町田に進出

一九九三年からヤマグチは3年連続で赤字に陥っていました。そのころ大手家電量販店が続々と周辺に進出してきていたため、山口社長は危機意識を強く持たれていました。色々悩んだ結果、価格競争から脱却するため、売上重視ではなく粗利を重視した経営に舵を切りました。

値引きをしない代わりに、家電の設置や不具合の点検など、サービスを徹底的に充実させることで顧客との結びつきを強化し、量販店との差別化を図るように方針転換をしました。

○顧客の絞り込みと台帳の整備

そのためにまず取り組んだのは、顧客の絞り込みでした。店舗からの距離で商圈を限定し、購入実績を基に手厚いサービスを提供する顧客を選別しました。絞り込んだ顧客を対象にした顧客台帳には、どんな電化製品を購入したかだけではなく、家族構成などの情報が丁寧に記録・管理されています。これによってどの顧客に、どのように売つても愛される秘訣についてお話しいただきました。

○徹底的な御用聞きサービス

累計購入金額と、購入時期によりランク分けした上得意顧客に対して、社員による食料品の買い物代行や、犬の散歩、畑仕事など、家電の販売とは直接関係のない事も請け負う「御用聞きサービス」を行いました。その結果、顧客との関係性が強まり、「遠くの親戚より近くのヤマグチ」と言われるまでに信頼度と満足度を高めることに成功しました。

○8年で粗利10%増加を達成

こうした取り組みによって値引きをしなくても売れるビジネスモデルを確立し、8年で粗利35%と10ポイントの増加を実現できました。さらにその高い粗利率を維持するため、日次決算を行い、緻密な経営管理をして今日に至るまで黒字経営を続けています。

ニーズを捉えた独自性の高い経営での成功事例としてお話しいただいた内容から、一部抜粋して掲載いたしました。

ご講演頂いた山口社長、この度はありがとうございました。

## 税制改正

# 給与所得控除等から基礎控除への振替

令和2年から働き方の多様化を踏まえて個人所得課税の見直しが行われました。給与所得控除・公的年金控除が一律10万円減少しますが、基礎控除が一律10万円増加します。

ただし、それぞれ所得制限が設けられており、段階的に控除額が引き下げられています。

### 給与所得控除

①一律10万円引き下げ。

②給与所得控除の上限額が適用される給与等

の収入金額が一、〇〇〇万円から八五〇万円となり、控除上限額も二二〇万円から一九五万円に引き下げ。

そのため、年収八五〇万円を超える方は、10万円以上も給与所得控除額が減少することになります。

### 公的年金控除

①一律10万円引き下げ。

②今回新たに、公的年金等の収入が一、〇〇〇万円を超える場合、その控除額に上限が設けられることになりました。また、公

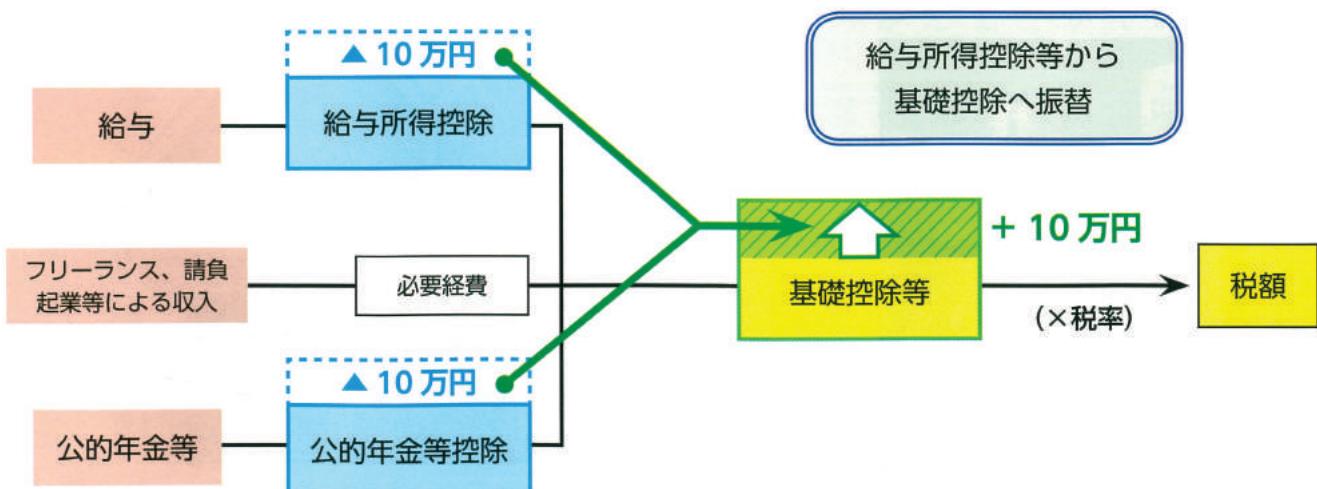
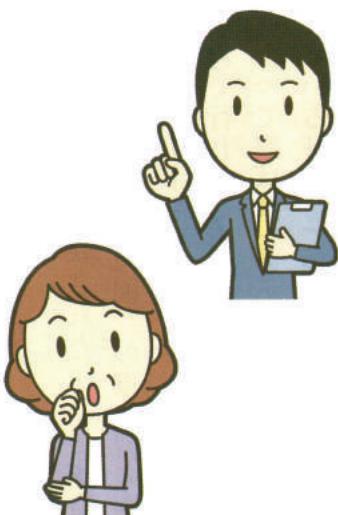
的年金等以外の所得が一、〇〇〇万円を超える年金受給者の控除額も引き下げることとなりました。

### 基礎控除

①一律10万円引き上げ。

②合計所得金額が二、四〇〇万円を超える場合は段階的に控除額が引き下げられ、二、五〇〇万円を超える場合は基礎控除の適用がされないこととなりました。

給与収入が八五〇万円以下の給与所得者にとっては、給与所得控除が一律10万円減っているものの、基礎控除が10万円増えるため、プラスマイナスゼロとなり、負担する税金は実質変わらないことになります。



※給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

## 所得金額調整控除の創設

### 配偶者・扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

年収八五〇万円を超えると所得税が増税となることを受け、介護や子育て世代の負担が増えないよう、新しく所得金額調整控除が創設されることになりました。

年収八五〇万円を超えて、かつ、以下の3つの条件のいずれかに該当する者が対象者となります。

- ① 本人が特別障害者に該当する場合
- ② 23歳未満の扶養親族がいる場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

また、控除額の算出は次のようない算式を用います。ただし、年収一、〇〇〇万円を超える場合には給与等の収入金額（年収）は、一律一、〇〇〇万円で計算します。

$$\text{控除額} = \text{給与等の収入金額} - 850,000 \text{円} \times 10\%$$

令和2年から適用され、年末調整でこの適用を受ける場合、別途「所得金額調整控除申告書」の提出が必要になります。

給与所得控除額が10万円引き下げられると同時に、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が38万円以下から48万円以下に引き上げられました。ただし、給与収入の要件が変わるわけではないので、給与収入額は一〇三万円以下のまま変更はありません。

配偶者特別控除や源泉控除対象配偶者・勤労学生に関しても合計所得金額要件が引き上げられますが、給与収入の要件は例年と変わりません。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円から55万円に引き下げられました。

青色申告特別控除額が65万円から55万円に引き下げられました。ただし、提出期限までに電子申告をした場合等の要件を満たした場合には控除額は65万円になります。

	令和元年分	令和2年分以降
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件	380,000円以下	480,000円以下
配偶者特別控除（概要）の合計所得要件	380,000円超 1,230,000円以下	480,000円超 1,330,000円以下
源泉控除対象配偶者の合計所得要件	850,000円以下	950,000円以下
勤労学生の合計所得要件	650,000円以下	750,000円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例による必要経費に算入する金額の最低保証額	650,000円	550,000円

## 老後資金三、〇〇〇万円問題から考えられる対策

今回の騒動のきっかけになったのは全国紙などの記事ですが、その後にネットニュースやテレビのワイドショーでも同じように不安をあおるような事態が生じています。そこで今回は、私たちができる対策と税金について考えてみましょう。

### 個人型確定拠出年金 iDeCo (イデコ)

個人型確定拠出年金 iDeCo (イデコ) とは、自分で作る年金制度のことです。加入手続きは証券会社や銀行などの金融機関で行い、加入者が毎月一定の金額を積み立て、あらかじめ用意された投資信託、定期預金、保険といった金融商品を運用することによって、60歳以降に年金または一時金で受け取るというものです。

毎月の掛け金は最低五、〇〇〇円から、一、〇〇〇円単位で設定できます。月額の積立上限金額は、個人事業主は六八、〇〇〇円で、サラリーマン等は二三、〇〇〇円です。掛け金の変更は年に1回しかできませんが、支払の停止・再開はいつでもできます。なお、

掛金の支払を停止した場合でも運用自体はそのまま続きます。

#### メリット

その年の拠出額の全額が所得控除の対象で、毎年の所得税と住民税が節税できます。

運用で得た投資信託運用益や定期預金利息が非課税になります。

受け取るときは公的年金等控除や退職所得控除の対象になります。

#### デメリット

60歳になるまで引き出すことはできません。かつ、加入期間が10年以上ないと、60歳以上でも加入期間が10年を超えるまで受け取ることができません。

自分で運用するので、元本割れする可能性があります。

加入時に国民年金基金連合会に三、〇〇〇円弱の手数料がかかり、運用時も毎月の手数料として国民年金基金連合会と事務委託先金融機関に二〇〇円弱の手数料がかかります。

その他に金融機関によっては運営管理機関手数料がかかる事もあるため、手数料が安い金融機関の検討等が必要です。

### 小規模企業共済



小規模企業共済とは、個人事業主や小規模企業の経営者や役員等のための、積立による退職金制度のことです。

国の機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しており、加入者は一定の金額を月払い・半年払い・年払いのいずれかに積み立て、受取時は加入年数によって規定されている金額を分割か一時金かを選択して受け取ります。

なお、加入要件（次ページの表に記載）があり、対象者のみ加入することができます。

#### メリット

その年の拠出額の全額が所得控除の対象で、毎年の所得税と住民税が節税できます。

受け取るときは公的年金等控除や退職所得控除の対象になります。

#### デメリット

掛け金納付月数や解約の要件次第では受取時に元本割れする場合があります。特に、1年内の解約ですと、全額戻つきません。

## 個人型確定拠出型年金（iDeCo）、小規模企業共済比較表

	個人型確定拠出型年金（iDeCo）	小規模企業共済
	私的年金制度	退職金制度
加入要件	実質無し (企業型確定拠出年金加入者は規約により、国民年金基金加入者は不可) ※条件により拠出限度額が変化	常時使用する従業員が20人以下の建設会社の役員か個人事業主  従業員が5人以下の飲食・卸売業の役員か個人事業主 等
掛金	月額5,000円～23,000円の間で1,000円単位 最大年間276,000円 (個人事業主は816,000円)	月額1,000円～70,000円の間で500円単位 最大年間840,000円
特記事項	原則60歳以上での受け取り	
受取方法と各種所得	一括：退職所得 分割：公的年金等の雑所得 及び併用を任意選択	一括：退職所得か一時所得 分割：公的年金等の雑所得 及び併用を任意選択
運用方法	自分で運用（運用益は非課税）	所定の利率による
中途解約	原則不可	可能 (解約理由により受取金額に変更あり)
備考	毎月口座管理料の支払有	配偶者等の事業専従者、中小企業退職金共済制度の被共済者等は加入不可

## つみたてNISA

毎月または毎日、定額積立する金額を年間40万円の範囲内で設定して投資信託に投資するもので最長20年間運用できるので八〇〇万円が積立額の上限です。加入手続きは証券会社や銀行などの金融機関で行えます。

**デメリット**

運用で得た投資信託譲渡益や分配金が投資した年から20年間非課税となります。  
いつでも解約又は一部解約ができるので、急な支出があるときにいつでもお金が引き出せます。

加入時等に支払う手数料がありません。

積立金額に対して所得控除はないので、毎年の所得税・住民税は減少しません。  
運用損失が出たときは他の課税口座との損益通算ができません。

以上の3つは並行して加入できますので、老後のことを考え、余剰資金の範囲内で検討してみてはいかがでしょうか。



## ひまわり会のご報告

令和元年6月4日に第23回ひまわり会、都内をめぐるバスツアーを開催いたしました。



立川を出発し、築地場外の散策、東京プリンスホテルでのランチビュッフェ、日枝神社参拝、迎賓館赤坂離宮参観というルートでめぐりました。特に日本のヴエルサイユ宮殿とも称される迎賓館赤坂離宮では、庭園噴水の周りを満開のツツジが彩つており、歴史のある本館は装飾も豪華で、素晴らしいの一言でした。

今回も晴天に恵まれ、楽しい1日を過ごしました。

## セミナーのご報告



程よろしくお  
願いいたします。  
す。

令和元年10月1日導入の軽減税率制度及び、令和5年10月1日から導入が予定されている適格請求書等保存方式（インボイス方式）を中心に、今後の対応について解説いたしました。

消費税に対する実務が複雑化し、経理現場への負担増大が想定されることもあり、参加された皆様の関心も高く真剣に耳を傾けていらっしゃいました。

今後も様々な企画を用意していきたいと思つておりますので、皆様ご参加のうか。

令和元年7月3日水曜日に、中野サンプラザにおいて消費税についてのセミナーを開催いたしました。

さて、いよいよ今年の7月24日から東京オリンピックが開催されます。開催に至るまでいろいろなことがありました。皆さんもチケット購入できましたか？

残念ながら落選してしまった方もまだチャンスがあるようです。今年の春に最終販売があり、その後は公式のリセール（転売サイト）にて定価でチケットの売買が行えるそうです。

また、抽選とはなつてしまふようですがスポンサーチケットを申し込むという方法もあります。最後は札幌まで行って、街頭でマラソンを応援するという選択肢もある?でしょうか。

私は自宅でテレビ観戦となつてしまいそうですが、ビールを片手にしっかりと応援したいと思います。日本選手の活躍をお祈りしております。

（編集部）

## 編集後記

あけましておめでとうございます。

